

19. 9. 17
第448号

川北電氣製作所ハ其従業員ノ労働条件ノ維持改善ニ付常ニ純向上會ノ代表者ト
交渉權確認ノ協約ニ基キ左記ノ細則ヲ協定セリ

株式会社川北電氣製作所及ヒ労働組合純向上會ハ大正十三年九月四日發表セル團體
交渉權確認ノ協約ニ基キ左記ノ細則ヲ協定セリ

一、委員會ニ關スル件

一 川北電氣製作所ハ其従業員ノ労働条件ノ維持改善ニ付常ニ純向上會ノ代表者ト
折衝シ重要ナル事項ニ關シテハ双方ヨリ選出シタル各同數ノ委員ヲ以テ委員會
ヲ組織シ隔意ナク審議協定スルモノトス

二、職工雇傭ニ關スル件

一 川北電氣製作所ニ於テ職工雇入レノ必要アルトキハ純向上會ト協議ノ上適任者
ヲ採用スルモノトス

三、職工解雇ニ關スル件

一 事業ノ縮少其他會社ノ都合ニ依リ職工ヲ解雇スル場合ニハ會社ハ純向上會ト協
議ノ上其人選、員數等ヲ協定スベキモノトス

四、純向上會代表者工場出入ノ件

一 純向上會代表者ハ會社承認ノ下ニ常ニ今福、放出、兩工場ニ出入シ工場幹部ト意
志ノ疏通ヲ計ルト共ニ職工ノ能率増進ニ關シ深甚ノ注意ヲ拂フモノトス

大正十三年九月十三日

株式会社 川北電氣製作所
労働組合 純 向 上 會

調會大友上會

穆

ノ爲純向
會長八木
従業員諸

立憲制ノ
確ヲ認メ